

家庭裁判所の取り扱う事件と手続

家庭裁判所は家事部と少年部に分かれ、家事部では家庭や親族の問題に関する家事事件及び人事訴訟事件を、少年部では非行少年の問題に関する少年事件を、それぞれ取り扱っています。

家事事件

家事事件とは

家事事件手続法その他の法律で定める家庭に関する事件を指し、家事審判事件と家事調停事件の2種類に分かれています。

家事審判事件は、更に別表第一に掲げる事項についての事件（以下「第一事件」といいます。）と別表第二に掲げる事項についての事件（以下「第二事件」といいます。）に分かれています。第一事件には、子の氏の変更の許可、相続放棄、名の変更の許可、後見開始、養子縁組の許可などがあります。これらの第一事件は、公益的性格が強いため、家庭裁判所が後見的な立場から関与するものです。また、一般に当事者が対立して争う性質の事件ではなく、当事者間の合意による解決も考えられないことから、専ら審判のみによって取り扱われています。

第二事件には、親権者の指定・変更、遺産分割、養育費の請求等の子の監護に関する処分、婚姻費用の分担などがあります。これらの第二事件は、当事者が対立して争う性質の事件であることから、第一次的には当事者間の話し合いによる自主的な解決が期待され、審判によるほか、調停によっても取り扱われています。

家事調停の対象となる事件は、家庭に関する事件で、第二事件のほか、婚姻中の夫婦間の離婚が代表的な例として挙げられます。特に、離婚など訴訟の対象となるものは、原則として訴訟を提起する前に家事調停を経ることになっています（調停前置主義）。

家事手続案内

家庭裁判所では、家庭裁判所の手続を利用しやすくするため、窓口を訪れた人の抱えている問題が家庭裁判所の審判や調停の手続によって扱うのに適しているか、適している場合にはどのような申立てをすればよいのかなどについて、説明・案内を行っています。



家事手続案内を待つ様子（模擬）

申立て

家事審判手続及び家事調停手続は、原則として当事者又は利害関係人からの申立てによって始まります。申立てをするには、家庭裁判所に解決してほしい事柄やその他の事情など一定の事項を記載した「申立書」を家庭裁判所の受付に提出します。申立書等は、家庭裁判所の窓口で備え付けてあります。また、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) で書式をダウンロードできるほか、ファクシミリや音声で情報を提供するサービスを行っています。申立書の作成など具体的な手続や方法については窓口で説明します。

申立ての際の費用として、所定の手数料（1件当たり800円又は1,200円）と、当事者・関係人に対する通知や連絡のために使用する郵便切手を納めることが必要です。また、申立てに際しては、戸籍謄本等の必要書類を添付する必要があります。

審判・調停の手續

家事審判事件は、家事事件を担当する裁判官が、申立ての際に提出された書類、家庭裁判所調査官の調査結果、自ら行った審問の結果などに基づいて判断します。

その際、国民の中から徳望良識のある者として選ばれた参与員を審判に立ち合わせ、その意見を参考にすることもあります。



家事審判（模擬）

1.裁判官 2.参与員 3.裁判所書記官 4.代理人（弁護士） 5.当事者

一方、家事調停事件は、裁判官又は家事調停官（弁護士で5年以上その職にあり、最高裁判所から任命された人をいいます。）と国民の中から選ばれた家事調停委員2人以上によって構成される調停委員会が、当事者や関係人から、それぞれの言い分を十分に聴きながら、話し合いを行います。その上で、中立の立場から、双方の利益を公平に考慮し、適切で妥当な解決が得られるようにあつせんをします。

親権や子の監護権をめぐる紛争のある事件などにおいては、多くの場合、家庭裁判所調査官に子の監護状況等について事実の調査が命じられます。当事者が心理的に動揺し冷静に話し合える状態にないような場合などには、同じく家庭裁判所調査官に心理的調整が命じられることがあります。



家事調査（模擬）

1.家庭裁判所調査官 2.当事者

また、必要があれば、裁判官又は家事調停官は、裁判所技官である医師に当事者の心身の状況についての診断等を命じることがあります。

これらの諸手続の結果、話し合いがまとまれば、調停成立となります。

当事者間に合意が成立する見込みがない場合には調停不成立となり、第二事件であれば、審判手続に移ります。それ以外の調停事件は終了することになりますが、当事者が訴えを提起することにより、訴訟によって解決が可能な事件もあります（例えば、離婚などについて人事訴訟を提起することができます。）。



家事調停（模擬）

- 1.裁判官又は家事調停官
- 2.家事調停委員
- 3.裁判所書記官
- 4.家庭裁判所調査官
- 5.当事者

審判・調停の結果

審判事件の場合、審判に不服があるときは、事件の種類にもよりますが、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。

不服申立てをしないで2週間が過ぎた場合や、高等裁判所で不服申立てが認められなかった場合等には審判は確定します。

調停事件の場合は、全員が合意した場合に成立しますから、不服申立ての道はありません。

審判が確定し、又は調停が成立すると、その趣旨に応じて、戸籍の届出や金銭の支払を受けることなどができるようになります。審判や調停で定められた金銭の支払等の義務が履行されない場合には、支払等を受ける権利のある人の申出により、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行を勧告あるいは命令する手続が利用できますし、強制執行の手続も利用できます。